

2022年3月30日

プールライフガーディング講習会主管者  
プールライフガーディングインストラクター 各位

JLA アカデミー本部  
本部長 風間 隆宏  
プールライフガーディング委員会  
委員長 大塚 敏幸  
(公印省略)

### プールライフガーディングコースにおける内容の一部変更について(通知)

日頃より、プールライフガーディング講習会の主管者様並びにプールライフガーディングインストラクターの皆様におかれましては、当該講習会やプール教育における普及啓発活動にお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ここ数年来、プールライフガーディング講習会の受講者様や当該講習会主管者様にご懸念やご不安を生じさせ続けておりました事前資格要件の一部「BLS 資格」の内容について、その内容の曖昧さと講習開催後のトラブルを解消するため、当該内容の明確化並びに具体化を目的とした内容を整理・変更させて頂きましてご報告申し上げます。

つきましては、講習会主管者を含む各関係者様には大変お手数をおかけすることとなりますが、2022年4月1日以降の講習会開催につきましては、別紙解説書に基づき、順次内容変更へのご対応を頂きますよう、何卒、お願い申し上げます。

なお、本件内容におけるご確認事につきましては、JLA アカデミー本部及びプールライフガーディング委員会までお問合せください。

#### 【お問い合わせ】

公益財団法人日本ライフセービング協会 JLA アカデミー本部

副本部長 佐藤 洋二郎

Tel:03-3459-1445

(取扱担当)

JLA アカデミー本部プールライフガーディング委員会

大塚 敏幸

Tel:070-1400-3669(個人)

Mail:poseidon\_aqua1@yahoo.ne.jp

(別紙1)

初版:2022年4月1日

## プールライフガーディング講習会「BLS 資格要件」変更に関する解説書(解釈)

### ■資格要件の内容変更に関する経緯と解説

今回の行動と本書作成に至る背景と目的は、ここ数年来、プールライフガーディング講習会の受講者様や当該講習会主管者様にご懸念やご不安を生じさせ続けておりました資格要件の一部「BLS 資格要件」の内容について、その内容の曖昧さと講習開催後のトラブルを解消するため、当該内容の明確化並びに具体化を目的としてその内容を整理させて頂きました。ゆえに、プールライフガーディング講習会の主管者様及びプールライフガーディングインストラクター様へ、内容の解釈を含む解説書を第一弾として作成した次第です。

本来あるいは終局面としては、本協会公認の BLS(CPR+AED)資格の統一・一本化で収まるどころであります。未だ不足する当該講習会並びにプール教育の積極的啓発活動を行うにあたっては、全国各地域の多様な関係者様への働きかけにおいて本協会公認の BLS(CPR+AED)資格を絶対的条件とすることが多少の障壁となり兼ねないのが現況です。2022年度以降は、全国各地域の多様な関係者様へ本協会公認の BLS(CPR+AED)資格も宣伝しつつ、プールライフガーディング講習会の積極展開、あるいは当該講習会と連動化(パッケージ化)したプールライフガーディング講習会の開催も試行しながら事業展開を行って参ります。ゆえに、本協会資格の統一・一本化にはもう少しの時間的猶予を頂きたいと存じます。

以上の背景や目的をもとに、今後のプールライフガーディング講習会開催準備にあたっては、以下の内容に基づき順次ご対応頂きたいと存じます。

なお、本書については、以後内容の向上のために定期更新をさせて頂く予定です。今般の内容が完結事項ではありませんのでご承知おきください。

### ■資格要件に関する変更内容

2022年4月1日以降、以下の内容へ変更させて頂くこととなりました。

(変更内容)

BLSの要件については以下のいずれかに該当することとさせて頂きます。

- ① JLA認定のBLS(CPR+AED)資格又は日本国内に所在する他の団体が認定する心肺蘇生法(AED教育を含まれたもの)資格を有し、その資格の有効期限が、受講を希望する講習会の最終日まで保たれていること。
- ② 医師、歯科医師、看護師、救急救命士の資格を有して現職する者

附則として、受講希望者が講習会の申込みを行う際、保有する BLS 資格の証明証書類を講習会主管者様へ添付(提出)して頂き、その内容を、講習会主管者様が事前にご確認頂くこととさせて頂きます。

講習会主管者様は、その内容が満たされないと判断した場合については、受講希望者に対して当該講習会の受講はご遠慮頂き、別の機会をもって申込みを頂きますようお願い致します。

※添付(提出)して頂く方法は「LIFESAVERS」において主管者様にご指定を頂き、その方法に従って受講希望者が保有資格証明証書類を添付(提出)して頂き、主管者様が事前に確認頂くこととなります。なお、証書類の添付については「LIFESAVERS」内の事前設定において、申込ファイルの自由項目部分で写真等の添付が付加設定できる旨を協会本部と技術的に確認しておりますので、講習会主管者様におかれましては大変ご面倒ではございますが、内容について、適宜設定を頂きましてご対応頂きたいと存じます。

## ■具体的事務内容や解釈等

①2022年4月1日より、JLA ホームページ「LIFESAVING SITE」アカデミー部門の「プールライフガーディングコース」説明の一部において、アカデミー本部により業者との調整準備が整い次第変更されます。

(変更内容)

・「プールライフガーディングコース資格体系」フローの中で「BLS(CPR+AED)」の補足表記の一部  
～変更前～  
※他団体資格でも可

～変更後～

※JLA 資格又は他団体資格でも可

・「プールライフガーディング講習会情報」説明の中での受講条件欄「資格」の説明文章  
～変更前～

～変更後～

BLSを取得していること(他団体の認定資格も含む)。若しくはBLSを業務で扱う者。

BLSについては以下のいずれかに該当すること。

① JLA認定のBLS(CPR+AED)資格又は日本国内に所在する他の団体が認定する心肺蘇生法(AED教育を含まれたもの)資格を有し、その資格の有効期限が、受講を希望する講習会の最終日まで保たれていること。

② 医師、歯科医師、看護師、救急救命士の資格を有して現職する者

※講習会の申込み時、保有する BLS 資格の証明書類を添付(提出)して頂きます。詳しくは「LIFESAVERS」において主管者が指定する方法に従って必要とする証明書類を添付(提出)してください。

(例:①については有効期限が分かる資格証書の写真添付、②については資格免許証の写真添付)

②講習会の主管者様におかれましては前記①の変更をご確認頂いたうえで、「LIFESAVERS」内で講習会申込ページを設定・作成して頂く際に、自由項目部分にある「申込ファイル」において、まずは「任意」条件(※当該講習会前に JLA のBLS(CPR+AED)講習会を設定した場合等の対策のため)にて、受講者からの資格証書類の写真(写し)が添付できるように付加設定頂きますようお願い致します。

③講習会主管者様におかれましては、お手数ながら、受講希望者の申込後、速やかに BLS の内容を事前に確認して頂きたいと思っております。

事前の確認作業の中で、以下に記すⅠ・Ⅱ・Ⅲの内容が全て満たされない場合は、原則として受講者の希望する講習会への受講はご遠慮して頂きますようお願い致します。

Ⅰ、有効期限関係:□期限内/□期限外をご確認願います。

申告される BLS の期限について、資格要件①については、該当する講習会が全て終了する日まで、その BLS の有効期限が保持されていることを確認してください。受講申込者が申告する内容について、その期限が満たないと判断した場合には当該講習会の受講はご遠慮頂き、当該申込者に対しては、BLS資格を満たした上での再申込みを促して頂きますようお願い致します。

なお、資格要件②(職種系の申告)に該当する場合は、資格免許証書の写真添付を頂き、内容の確認においては必要に応じて行ってください。

※附則1:講習会の開催日程やその方法が連続あるいは断続を問わず、設定した講習会の最終日まで BLS の資格期限が保持されていることが基本となります。

※附則2:講習会主管者の趣旨により、プールライフガーディング講習会開催の前にJLA公認 BLS (CPR+AED)講習会を開催する場合が想定されます。その際の対処については、当協会

の公認資格ゆえ、当該受講者の BLS 認定日を考慮・想定したうえで、当該講習会主管者の判断において執り行うことと致します。

※附則3: 資格要件①について、JLA 公認資格をもって受講申込みをされる方については当該講習会主管者様の裁量や判断に委ねることも考えられますが、他の団体資格をもって受講申込みをされる方については、お手数ながら、その有効期限については積極的に遵守頂いて結構です。

※附則4: 資格要件②について、該当する職種の者が資格要件①において講習申込を行うことを妨げるものではありません。その際は、一般申込者と同様に有効期限にご注意ください。

II、教育内容関係: 該当 / 該当外をご確認願います。

申告される BLS の内容の判定について、JLA 公認の資格を除き、他団体の資格の場合には、日本蘇生協議会(JRC)の発布する「JRCガイドライン」に準拠したもので、ファーストエイド教育の有無にかかわらず、心肺蘇生とAEDを学ぶことが基本の教育内容として構成されているものかどうかを判断の基準にしてください。また、その内容については、それを主たる目的の資格として当該団体が公認して発行されているものであることを確認してください。(別紙2参照)

ちなみに、以下のようなものは該当外とさせていただきます。

(該当外の例)

- ・一時的な体験学習や学校教育の一部、あるいは地域防災訓練等で体験的に学んだもの。
- ・企業研修や教職員研修等の一環として学んだもの。
- ・主たる教育目的のカリキュラムの一部で行われたようなもの。  
(例:自動車免許の取得や防災資格関連の資格取得の際等、その授業の一部として行うもの)
- ・資格発行団体が行う短時間の入門コースや体験コースの類。
- ・日本蘇生協議会(JRC)の発布する「JRCガイドライン」に準拠しない、その団体独自の教育内容で構成されているもの。

III、発行団体関係: 国内の団体 / 海外の団体(※内容の担保がとれないため原則として不可)

原則として、日本国内に法人格を有した団体が責任発行したものであることを確認してください。

なお、海外のものを認める場合については、現時点ではILS加盟の団体のものに限りま

以上。上記内容を含め、アカデミー本部として承認する BLS の発行団体とその資格については、協会ホームページにある指導員専用ページ内に具体例を例示しながらその内容を定期加除することとし、講習会主管者様において内容に関する疑義や有効資格の提案が生じた場合については、アカデミー本部及びプールライフガーディング委員会にて、都度確認を行いながら判断させていただきます。

○附則

- ・プールライフガーディング講習会に係る BLS 要件の終局は、本協会が公認する「BLS(CPR+AED)」資格の統一・一本化でありその標準化です。今般の対策は、過去の経過を踏まえつつ、あくまでもプールライフガーディング講習会やその教育の普及啓発の一助とする方策であり、要件標準化に向けたステップであることにご理解ください。
- ・本解説書を通じて例示する他団体の資格については、講習会主管者様への判断材料として例示するものであり、本協会が積極的に推薦・推奨するものではないことにご理解ください。

## ◆承認できる他団体の BLS 資格について

(最終更新日:2022年4月1日)

※一般市民が受講できうるもので、成人用の内容を含み、発行者における基礎的な資格が主なものとなっています。

	実施者	講習名や内容等	発行証書等	備考
1	日本赤十字社	救急法 (基礎講習)	赤十字ベーシックライフサポーター認定証	
		救急法 (救急員養成講習)	赤十字救急法救急員(赤十字ファースト エイドプロバイダー)認定証	
2	全国消防本部 (含、外郭法人)	普通救命講習 I	普通救命講習 I 修了証	資格名称に違いがあり ます
			救命技能認定証	
3	NPO 法人 日本 ACLS 協会	ハートセイバー CPR AED コース	AHA Heartsaver CPR AED 認定証	
		ハートセイバー ファーストエイド CPR AED コース	AHA Heartsaver FA CPR AED 認定証	
4	NPO 法人 大阪ライフサ ポート協会	市民上級コース	市民上級コース修了証	

## ○附則

- ・上記例示資格の内容は以下のものを包含していることを原則としています。
  - 1, 一般市民が受講できるもの。
  - 2, 成人用の CPR と AED 教育が最低含まれているもの。
  - 3, 実技試験や筆記試験などが含まれているもの。
- ・上記例示資格を参考に、他団体の資格に関する判断にご活用ください。
- ・上記例示資格は、今後の地域実情や各々情報を収集しながら定期更新させていただきます。
 

なお、表中に例示されていないもので、講習会主管者において過去に有効と判断した資格内容がございましたら、今般の承認例示へのご協力を頂きたく、アカデミー本部又はプールライフガーディング委員会までご一報ください。内容の精査をさせて頂き、今後の承認例示における可否判断をさせていただきます。
- ・上記例示資格は、本協会が積極的に推薦・推奨するものではありません。